

## 議 事 日 程

平成26年4月25日（金曜日）午前9時30分 開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

(日程追加)

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 副議長の選挙

日程第5 常任委員の選任

日程第6 議会運営委員の選任

日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

専第1号 平成25年度東白川村一般会計補正予算（第7号）

専第2号 平成25年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第5号）

専第3号 平成25年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）

専第4号 東白川村税条例の一部を改正する条例について

専第5号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第54号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第1号）

日程第9 同意第9号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第10 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

---

### 出席議員（7名）

1番 今井美和

2番 今井美道

3番 桂川一喜

4番 樋口春市

5番 服田順次

6番 今井保都

7番 安江祐策

---

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 今井俊郎

教 育 長 安江雅信

参 事 松岡安幸

総 務 課 長 安江 宏

村 民 課 長 小池 毅

産 業 建 設 課 長 樋口章久

教 育 課 長 伊藤保夫

国 保 診 療 所  
事 務 局 長 安江良浩

会計管理者 安江 誠

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 今井 修輔  
議書 記

---

○議会事務局書記（今井修輔君）

開会に先立ち、村長が挨拶申し上げます。

○村長（今井俊郎君）

皆さん、おはようございます。

平成26年第1回東白川村議会臨時会開催に当たり、村民の皆様と議会全員の皆様に村長就任の挨拶を申し上げます。

4月13日に執行されました東白川村村長選挙において当選の栄に浴し、4月23日より第14代の東白川村長に就任をいたしました。

まず、2期8年にわたり、本村の発展のために御尽力いただきました安江眞一前村長におかれましては、このたび御英断をもって勇退なされましたが、その功績は多大なものがあり、その御苦勞に対し、深甚より敬意を表し、感謝・御礼を申し上げます。また、安倍徹前議長におかれましても、議会の重鎮として4期15年の長きにわたり議会活動を通じて村政発展に御尽力をいただきました。その功績に対しても、また厚く感謝・御礼を申し上げます。御勇退をされましても、後進の私たちのために、大所高所からの御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

また、今回の選挙で見事当選されました7名の村議会議員の皆様、御当選おめでとうございます。議会と行政は、立場は違えども、村の発展のためという目標は同じであります。議員の皆様とも活発な議論をこれから展開し、少しでもこの東白川村がよくなりますよう、全力を挙げて村政に邁進をしてまいりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

さて、私の村政の目標は、豊かな自然と、この村に住む人々を宝として生かし、守り、もっと元気のある村にしていくことであります。この村を取り巻く状況は大変厳しいものがあり、その対策が待たなしで求められています。急激に進む少子・高齢化、老人福祉の充実、農林商工業の担い手の育成、そして安心して暮らせる生活環境の整備、集落機能の維持等々、多岐にわたっております。

これらの課題に対しまして、私は選挙期間中にお会いした多くの皆様からお聞きしたことを確実に村政に反映させ、私の基本姿勢としてまいります対話と協働の精神で村政を運営していく所存であります。お年寄りのグループ、働き盛りの若い人たち、子育て中の方々、集落単位での話し合いなど、どんどん私をお呼びいただきたいと思います。村長が現場を知り、実態を把握し、皆様の御意見を聞き、ともに考え、そして実行する、住民が主役の村づくりを進めてまいります。

東白川村は小さな村であります。小さいからこそ、迅速に確実に住民参加型の村政が推進できると考えています。小さくとも、ここで暮らす人々が夢を持ち、安心して暮らせる村を目指してまいります。先輩諸氏が営々と築いてこられた東白川村を守り、そして発展させ、次の世代に引き継いでまいりますのが私に与えられた使命と責任であります。全身全霊を傾けて努力をいたしてまいります所存でございます。

村政運営は、村民の皆様のお協力なしでは到底なし得ることができません。皆様の御支援と御協

力をお願い申し上げまして、私の就任の挨拶とします。平成26年4月25日、東白川村、今井俊郎。

○議会事務局書記（今井修輔君）

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長の今井保都議員を御紹介します。今井保都議員、議長席へお着きください。

〔臨時議長 議長席に着席〕

○臨時議長（今井保都君）

ただいま紹介をされました今井保都です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。皆様の御協力をよろしくお願いたします。

---

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（今井保都君）

ただいまから平成26年第1回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

---

◎仮議席の指定

○臨時議長（今井保都君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

---

◎議長の選挙

○臨時議長（今井保都君）

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は7人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に今井美和君、今井美道君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

今井美和君、今井美道君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数 7 票、有効投票 7 票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、服田順次君 6 票、樋口春市君 1 票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票です。したがって、服田順次君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選された服田順次君が議場におられます。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

ここで、服田順次君から挨拶をいただきます。

#### ○新議長（服田順次君）

ただいまは議長に御推挙いただきまして、身に余る光栄と厚く御礼を申し上げます。

私、その器ではございませんけれども、議長として、議会のまとめ役として一生懸命務めさせていただきますので、議員の皆様方、また村長さん初め職員の皆様方にはそれぞれの立場で御指導・御協力いただきますことを心からお願い申し上げ、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

#### ○臨時議長（今井保都君）

服田順次議長、議長席にお着き願います。

これで、臨時議長の職務は全て終了しました。御協力ありがとうございました。

〔新議長 議長席に着席〕

#### ○議長（服田順次君）

これから、事務局員が追加議事日程を配付します。

〔追加議事日程配付〕

---

◎議席の指定

○議長（服田順次君）

日程第1、議席の指定を行います。

これから、事務局職員が議席表を配付します。

〔議席表配付〕

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配りました議席表のとおり指定します。

ここで、暫時休憩とします。

午前9時54分 休憩

---

午前9時55分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、1番 今井美和君、2番 今井美道君を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（服田順次君）

日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

---

◎副議長の選挙

○議長（服田順次君）

日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は7名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に6番 今井保都君、

7番 安江祐策君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

6番 今井保都君、7番 安江祐策君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票7票、無効投票ゼロ。

得票数、樋口春市君6票、安江祐策君1票。当選者、樋口春市君、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、樋口春市君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選された樋口春市君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、樋口春市君から挨拶をいただきます。

#### ○新副議長（樋口春市君）

ただいまは、副議長に選任をいただきましてありがとうございました。

村長さんを初め行政幹部の皆さん、また議員の皆様方の御協力をいただき、議長をしっかりと支えてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。また、村民の皆さん方の御期待に沿えるべく、しっかりと務めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

## ◎常任委員の選任

### ○議長（服田順次君）

日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員会については、当議会は総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の2委員会となっております。全議員がこの2委員会の委員となります。

お諮りします。総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の委員は、東白川村議会委員会条例第7条の規定によって、1番 今井美和議員から7番 安江祐策議員までの全員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方を総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に議員控室にて総務常任委員会並びに産業建設常任委員会を開き、東白川村議会委員会条例第8条第2項の規定により、正・副委員長の互選を行ってください。互選に当たっては、議会運営委員会を考慮に入れてください。また、議会報編集委員も決め、正・副委員長の互選を行ってください。

午前10時06分 休憩

午前10時12分 再開

### ○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

全員お集まりですので、総務常任委員会の正・副委員長並びに産業建設常任委員会の正・副委員長の互選結果、議会報編集委員の選任結果及び正・副委員長の互選結果を書記より報告させます。

### ○議会事務局書記（今井修輔君）

総務常任委員会委員長と副委員長の互選の結果並びに産業建設常任委員会委員長と副委員長の互選の結果、議会報編集委員の選任結果を報告いたします。

総務常任委員長に安江祐策議員、総務常任副委員長に桂川一喜議員、産業建設常任委員長に今井保都議員、産業建設常任副委員長に安江祐策議員、議会報編集委員は今井美和議員、今井美道議員、桂川一喜議員、樋口春市議員。なお、議会報編集委員長には桂川一喜議員が、同副委員長には樋口春市議員が就任されます。

以上で、報告を終わります。

### ○議長（服田順次君）

以上のとおり総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の正・副委員長及び議会報編集委員が決定しましたので、報告をします。



## ◎議会運営委員の選任

### ○議長（服田順次君）

日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員には、東白川村議会委員会条例第7条の規定によって、4番 樋口春市議員、6番 今井保都議員、7番 安江祐策議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方を議会運営委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に議員控室で議会運営委員会を開催していただき、正・副委員長の互選を行っていただきます。なお、議長は地方自治法第105条の規定に基づき委員会に出席します。

午前10時14分 休憩

---

午前10時16分 再開

### ○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

皆さんお集まりですので、正・副委員長の互選結果を事務局に報告させます。

### ○議会事務局書記（今井修輔君）

議会運営委員会委員長並びに副委員長の互選結果を報告いたします。

議会運営委員長に安江祐策議員、同副委員長に今井保都議員。以上です。

### ○議長（服田順次君）

以上のとおり議会運営委員会の正・副委員長が決定しましたので、報告します。

---

## ◎承認第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

### ○議長（服田順次君）

日程第7、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専第1号 平成25年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から専第5号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの5件を専決処分関連により一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

### ○総務課長（安江 宏君）

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした。右地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求める。平成26年4月25

日提出、東白川村長。

記 1. 平成25年度東白川村一般会計補正予算（第7号）（別紙）。2. 平成25年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第5号）（別紙）。3. 平成25年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）（別紙）。4. 東白川村税条例の一部を改正する条例について（別紙）。5. 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（別紙）。

1枚おめくりをいただきまして、専第1号 平成25年度東白川村一般会計補正予算（第7号）。平成25年度東白川村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,528万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,617万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成26年3月31日、東白川村長。

1枚おめくりをいただきまして、2ページの第1表 歳入歳出予算補正の歳入、それから3ページの歳出の朗読を省略し、4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表 地方債補正。変更。起債の目的、公共事業等、過疎対策事業、自然災害防止事業。限度額の変更ということで、変更後の限度額欄をごらんいただきたいと思います。

公共事業等につきましては350万円を減額し、1,400万円、過疎対策事業につきましては1,180万円を減額し、9,370万円、自然災害防止事業につきましては40万円を減額し、1,490万円にそれぞれ限度額と定めるものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更がございませんので、説明を割愛させていただきます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

補正予算事項明細書。1. 総括、歳入、7ページの歳出の朗読を省略し、8ページ、2. 歳入から御説明を申し上げます。

12款2項2目総務費手数料、補正額5万7,000円。2. 徴税費手数料、督促手数料5万7,000円を追加。

4目衛生費手数料、補正額9,000円。6. 廃棄物対策費手数料、一般廃棄物収集運搬等許可更新手数料で9,000円を追加するものでございます。

14款2項3目民生費県補助金、補正額7万9,000円の減額。2. 福祉医療費補助金、これは福祉医療費助成事業補助金7万9,000円を事業費の確定により減額するものでございます。

4目衛生費県補助金57万6,000円の減額。6. 廃棄物対策費補助金、これは浄化槽設置補助金の事業費が確定しましたことによる57万6,000円の減額となります。

6目農林水産業費県補助金29万8,000円の減額。1. 農業費補助金、説明欄の県振興補助金で、茶の防霜施設整備費補助金が県振興補助金に認められましたので、40万円を追加するものでござい

ます。県単農業施設整備補助金、農地関係の補助金で、事業費確定による69万8,000円の減額で、1の農業費補助金については29万8,000円の減となります。

14款3項2目総務費県委託金、補正額は22万2,000円の減額。5. 統計調査費委託金、説明欄で、厚生統計調査委託金1,000円の追加、学校基本調査委託金、工業統計調査委託金、商業統計調査委託金、住宅・土地統計調査委託金、農林業センサス委託金、経済センサス委託金、以上7つの委託金で、厚生費が追加で、あとの金額については2,000円、4万2,000円、6,000円、5万円、8万9,000円、3万4,000円は事業費の確定による県補助金の減額ということで、22万2,000円が減額となるものでございます。

16款1項2目指定寄附金、補正額155万円。総務費指定寄附金で、ふるさと思いやり基金指定寄附金ということで、知立市の和田様、美濃加茂市の宮田様、匿名の方、以上3名の方から指定寄附をいただいたもので計上するものでございます。

18款1項1目繰越金、補正額423万7,000円。前年度繰越金でございます。

19款4項4目雑入、補正額421万3,000円。これは、説明欄で前年度団体生命共済剰余金還付金7万7,000円、雇用保険料30万円、中核病院受診等サービス利用料で3万4,000円の減、保育実習委託料2万円、物産展出店者負担金1万2,000円の追加となっております。次に、精算並びに返還の伴うものということで、建物災害共済基金分担金返戻金2万1,000円、農地・水保全管理支払交付金預金利子前年度返還金1,000円、美濃東部区域農用地総合整備事業負担金返還金376万2,000円、美濃東部事業推進協議会負担金精算金2万7,000円、中山間加茂北部事業推進協議会負担金精算金2万7,000円。10件で、421万3,000円の追加補正でございます。

20款1項2目総務債、補正額470万円の減。過疎対策事業債で、これは日本で最も美しい村事業の事業費確定による過疎債80万円を減額するもの、同じくCATVネットワーク機器等導入事業で390万円を減額するものでございます。

民生債、補正額100万円減。同じく過疎対策事業債で、高齢者等外出支援事業を減額するものでございます。

4目衛生債、補正額140万円の減。同じく過疎対策事業債、内訳は、簡易水道事業20万円、子宮頸がんワクチン接種事業60万円、超音波踵骨測定装置導入事業10万円、胃カメラ（汎用ビデオスコープ）導入事業50万円、合わせて140万円を減額するものでございます。

6目農林水産業債380万円の減。内訳で、農業近代化機械整備事業50万円、県単林道改良事業で290万円、畜産プラント設備整備事業で40万円、合わせて380万円を減額するものでございます。

8目土木債、補正額390万円の減。4. 公共事業等で、内訳が公共急傾斜地崩壊対策負担金70万円、橋梁修繕事業210万円、国道256号改良工事負担金70万円、合わせて350万円を減額するものでございます。6. 一般単独事業債、自然災害防止事業で、急傾斜地崩壊対策分ということで40万円を減額するものでございます。

10目教育債90万円の減額。過疎対策事業債で、AET招致事業の事業費が確定したことによるソフト分の90万円を減額するものでございます。

以上が歳入でございます。

11ページからは歳出でございます。

3. 歳出。2款1項1目一般管理費、補正額155万円。ふるさと思いやり基金積立金ということで155万円を積み立てするものです。特定財源の内訳で、185万円をその他の特定財源とし、一般財源を30万円減額するものでございます。

6目企画費、補正額52万7,000円。これは、日本で最も美しい村推進事業のうち、工事請負費で遊歩道開設工事45万円の減と、のぼり作成補助金の7万7,000円の減額、合わせて52万7,000円を減額するもので、うち地方債が80万円の減額となっております。

10目地域情報化事業費、補正額がゼロ円で、説明欄で、CATV機器管理運営事業ということで、ネットワーク機器の起債対象額が確定したことによる財源補正となっております。

2款5項1目統計調査費、補正額23万6,000円の減額。節の区分欄で、1の報酬が2万6,000円の減、11節の需用費で、消耗品費で19万2,000円の減、12節役務費で通信運搬費1万8,000円を減額するもので、説明欄で、学校基本調査費につきましては予算額で2,000円の減額で、財源的には県の支出金が2,000円減となっております。

厚生統計調査費については、事業費、県支出金ともに1,000円の追加、それから農林業センサスにつきましては、需用費で8万3,000円と通信費8,000円を減額し、県補助金8万9,000円と一般財源を2,000円減額するものでございます。岐阜県輸出統計調査費、報酬1,000円を減額するものでございます。経済センサスで、需用費で3万4,000円と郵便料で5,000円、合わせて3万9,000円を減額するもので、県補助金3万4,000円と一般財源で減額となっております。

工業統計調査費、報酬、調査員報酬で1万5,000円、消耗品費で、文具類になりますが2万5,000円、役務費で1,000円を減額するもので、支出金で4万2,000円を減額するもので、一般財源が1,000円追加となっております。

住宅・土地統計調査費、調査員報酬9,000円と指導員報酬で1,000円、合わせて1万円の減額。事務用消耗品費4万1,000円を減額するもので、県支出金5万円と一般財源を減額するものでございます。

次に、商業統計調査費で、需用費で文具類8,000円を減額するもので、県支出金、それから一般財源で調整するものでございます。

3款1項1目住民福祉費、補正額150万1,000円。備品購入費で、25年度に霊柩車を整備したわけですが、事業費が確定しましたので減額するものでございます。

2目福祉医療費、補正額308万9,000円の減。委託料で108万9,000円と扶助費200万円を減額するものですが、福祉医療費のうち委託料は、制度改正に伴いますシステムの改修委託料の事業費が確定しましたので108万9,000円減額するものと、扶助費で重度心身障害者の医療費100万円とこども医療費100万円を減額するものでございます。

4目老人福祉費、補正額201万1,000円の減。これは、高齢者等外出支援事業で臨時雇用賃金を201万1,000円減額するものでございます。運転手1名の退職と、透析中核病院、それから外出支援、

拡充支援等での利用者の減があるということで、地方債100万円とその他の利用料3万4,000円を減額するものでございます。

14ページ、3款2項1目児童福祉総務費の補正額28万6,000円。節の区分で、23節で償還金、利子及び割引料ということで、子育て支援事業のうち前年度次世代育成支援対策交付金精算金が発生しましたので、所要額の28万6,000円を予算化するものでございます。

2目認可保育所費、補正額ゼロで、保育実習委託料2万円を受け入れますので、財源補正ということで、みつば保育園の運営費で行うものでございます。

4款1項1目保健衛生総務費で、補正額が60万円の減。これは、診療所特別会計施設整備繰出金で診療所会計へ一般会計から繰り出すもので、事業費の確定により地方債を減額するものでございます。

2目予防費、補正額60万7,000円の減。これは子宮頸がん等ワクチン接種促進事業のうち、手数料で子宮頸がんワクチン接種とヒブワクチン接種、肺炎球菌ワクチン接種料を合わせて38万2,000円と、子宮頸がん等個人支払分負担金22万5,000円、合わせて60万7,000円を減額するものですが、地方債60万円が減額となるものでございます。

5目環境対策費、補正額105万2,000円の減。15ページの一番組にありますが簡易水道特別会計繰出金ということで、施設整備費で、地方債の借入額確定による20万円の減と一般財源で調整するものでございます。

6目廃棄物対策費、補正額180万3,000円の減。説明欄の一般廃棄物対策事業につきましては、その他収入9,000円の追加がございますので、一般財源補正するものと、生活排水対策事業ということで、廃棄物対策補助金57万6,000円が減額になって、浄化槽設置事業補助金153万3,000円の減と、合併処理浄化槽への切替奨励補助金27万円、合わせて補助金180万3,000円を減額するものでございます。

6款1項3目農業振興費、補正額226万7,000円。農業振興費各種補助金のうち、農業環境サポート機械整備補助金ということで、新世紀工房が乗用摘菜機を予定しておりましたが、事業の見直しによる地方債の50万円と一般財源で調整するものでございます。それと、茶業振興対策事業ということで、県振興補助金40万円の追加がございましたので、一般財源補正を行うものでございます。

6目畜産業費、補正額43万3,000円の減。畜産有機プラント設備整備補助金ということで、ダンプ等の設備を整備したわけですが、事業費が確定した関係で43万3,000円を減額し、うち地方債40万円を減額するものでございます。

7目農地費、補正額112万1,000円。工事請負費65万9,000円の減で、次のページへ行っていただきまして、県単農業施設整備工事費ということで、桁枝の排水路の事業費が固まったものによる減額と、黒川東白川トンネルの維持管理費、電気代が主なものになりますが、46万2,000円を減額するもので、合わせて112万1,000円を減額するものでございます。

6款2項3目林道総務費、補正額ゼロで、林道総務費のうち地方債の借入額が確定しましたので、一般財源で調整するものでございます。

次に、7款1項2目地域づくり推進費、補正額ゼロ。これはイメージアップ事業の物産展出店者の負担金1万2,000円の追加がございましたので、一般財源を減額する財源補正となっております。

8款1項1目土木総務費、補正額15万3,000円の減。これは公共施設等自主修繕支援補助金ということで、事業費の確定による15万3,000円の減でございます。

2目地籍調査費、補正額18万7,000円の減。地籍調査委託料で、森林境界明確化事業、事業費確定による減額でございます。

8款2項1目道路橋梁維持費、補正額35万円の減。これは道路橋梁維持費事業で、冬場の除雪作業用の機械の借上料、事業費が確定したことによる地方債の減額補正と、一般財源による財源補正となっております。それともう1点が社会資本整備総合交付金事業ということで、地方債の事業費が確定したことによる財源補正でございます。対象事業費は中川原水辺公園駐車場整備となっております。

8款4項1目河川砂防費、補正額35万2,000円の減。工事請負費のうち、河川維持修繕工事ということで、川向谷の砂防工事で、事業費確定による35万2,000円の減で、内訳で地方債70万円を減額するものでございます。もう1点が河川砂防事業ということで、上小林線の県単急傾斜地崩壊対策事業ということで、地方債の確定による財源補正でございます。

10款1項2目、教育委員会事務局費、補正額83万円の減。教育委員会が行いますAET招致事業で、英語の指導助手設置を中津川市と共同で行っておるわけですが、賃金と保険料等が対象事業となっております。2分の1額を中津川市に負担するもので、事業費確定による地方債90万円の減と一般財源で調整を行うものでございます。以上でございます。

#### ○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

#### ○村民課長（小池 毅君）

専第2号 平成25年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第5号）。平成25年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ76万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,518万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成26年3月31日、東白川村長。

2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正は、朗読を省略させていただきます。4ページの第2表 地方債補正の説明をさせていただきます。

変更。起債の目的、簡易水道事業。変更後ですが、限度額を20万円減の3,240万円とする。簡易水道建設事業費の確定による補正でございます。起債の方法、利率、償還の方法等につきましては変更なしのため、朗読を割愛させていただきます。

次に、8ページをごらんいただきたいと思います。

歳入。2款1項1目一般会計繰入金、補正額が105万2,000円の減。一般会計からの繰入金でございます。

3款1項1目繰越金、補正額が49万円。前年度繰越金でございます。

6款1項1目村債、補正額が20万円の減でございます。これは簡易水道事業債でございます。

9ページへ参りまして、歳出。2款1項1目東白川簡易水道建設事業費、補正額が13万1,000円の減。これは委託料でございますが、簡易水道建設事業の村単事業分で、高度濁度計新設工事の設計委託料を減額するものでございます。事業費確定による減額でございます。

3款1項1目施設維持管理費、補正額が63万1,000円の減。施設維持管理の水道管支障移転工事、これは一木林道の橋梁改良に伴う水道管の移転工事ですけれども、事業費確定による減となっております。以上でございます。

#### ○議長（服田順次君）

診療所事務局長 安江良浩君。

#### ○国保診療所事務局長（安江良浩君）

専第3号 平成25年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）。平成25年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,317万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成26年3月31日、東白川村長。

2ページ、3ページの歳入歳出予算補正、第1表及び5ページ、6ページの事項別明細書は割愛させていただきます。7ページの歳入から説明をさせていただきます。

5款1項1目一般会計繰入金60万円の減額でございます。一般会計の施設整備に係る繰入金になります。

6款1項1目繰越金11万6,000円の追加。前年度の繰越金でございます。

8款1項1目指定寄附金25万円の追加。施設整備の指定寄附金として、今井様ほか2名から寄附金をいただきました。

続きまして、歳出でございます。

2款1項2目医療管理費、18節の備品購入費48万4,000円の減額でございます。備品購入費を医療用備品として事業の確定をしましたので、48万4,000円を減額させていただいております。

3款1項1目基金積立金、積立金としまして25万円の追加でございます。これにつきましては、医療設備等の設備基金のほうの積立金とさせていただきます。以上です。

#### ○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

## ○村民課長（小池 毅君）

専第4号、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成26年4月1日、東白川村長。

1. 東白川村税条例の一部を改正する条例について。

1枚めくっていただきまして、東白川村税条例の一部を改正する条例。

第1条、東白川村税条例の一部を次のように改正する。

ここで、別冊の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページでございますが、改正条文が非常に多いため、附則の施行期日等も同時に説明しながら説明をさせていただきます。

下段が現行でございます。上段が改正案となっております。

最初の第16条、村民税の納税義務者等の規定でございます。

第2項につきましては、村民税の納税義務者である外国法人につきまして、法人税法において、外国法人の事務所としての恒久的施設が定義をされましたことに伴う所要の規定の整備でございます。それから3項につきましては、地方税法施行例の条文根拠を明確化したものでございます。

次に、第26条、所得割の課税標準でございます。

ページをめくっていただきまして、第5項でございますが、特定株式等譲渡所得の規定の整備による項ずれの対応措置でございます。ここは、平成29年1月1日より施行となっております。

先ほどの16条のほうでございますが、これは平成28年4月1日から適用でございます。

次に、2ページでございますが、第26条の5、法人税割の税率でございます。これは、法人税割の税率を100分の12.3から100分の9.7に改正するものでございます。これは、税制抜本改革におきまして、地域間の税源の偏りを是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税の法人税割の税率を引き下げ、その差額の分を国税として地方法人税というものを創設し、その税込額を地方交付税の原資とするものでございます。地方法人税の創設に対応して、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴う所要の規定の整備でございます。これにつきましては、平成26年10月1日から適用になります。

次に32条の6、法人の村民税の申告納付。2項及び5項の改正になっております。これは、法人税法におきまして、外国法人に係る外国税額控除制度が新設されることに伴う所要の規定でございます。これは、平成28年4月1日からの適用となります。

次に、3ページへ参りまして、第34条、法人の住民税に係る納期限の延長の場合の延滞金。1項でございますが、これは法人税法におきまして、外国法人に係る申告納付制度が規定されることに伴う所要の規定の整備でございます。外国法人に係る申告の制度を規定し、外国法人の村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金のほか、規定を整備したものでございます。これは、平成28年4月1日からの適用となります。

次に、4ページに参りまして、第42条の4でございますが、これは社会福祉法人等による固定資産税の非課税の申告の規定でございますが、社会福祉事業等、種別の追加による地方税法改正にあ



わせての村の条文の改正ということで、条ずれの措置を行っております。施行期日につきましては、子ども・子育て支援法の施行日となっております。この施行日というものは、平成27年10月1日の消費税率が10%に引き上げされる施行日から平成28年4月1日の間の政令で定める日ということになっております。

次に、第42条の7、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告というのですが、これは宗教法人、学校法人、公益医療法人、社会福祉法人等による固定資産税の非課税の申告の規定でございますが、非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告における地方税法の改正にあわせて、村の条文を改正するものでございます。これも、前述の子ども・子育て支援法の施行日が施行日となっております。

5ページでございます。

第66条、軽自動車税の税率。まず、1項1号でございますが、原動機付自転車、2輪の軽自動車、2輪の小型自動車につきまして、標準税率を現行の1.5倍に引き上げるというものでございます。引き上げ後の税率が2,000円に満たない場合は2,000円とするというものでございます。

次に、6ページのほうの同じく2号及び3号でございますが、これは3輪及び4輪以上の軽自動車並びに小型特殊自動車に係る標準税率につきまして、自家用の乗用車にあつては現行の1.5倍、その他の区分、軽トラや営業用車につきましては現行の1.25倍、なお2輪の小型特殊自動車にあつては1.5倍に引き上げるというものでございます。これは、平成27年4月1日からの適用となっております。

次に、6ページの附則になりますが、第4条の4、公益法人等に係る村民税の課税の特例ということでございます。これも、租税特別措置法改正に伴う所要の措置でございます。公益法人等が財産の贈与等を受けた場合に、その財産が公益目的に寄与されないことになった場合の課税に係る規定でございます。贈与財産の公益目的共用の承認を取り消された法人の追加による法改正による改正措置でございます。

次に、第5条の居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除、それから10ページの第5条の2、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除、それから13ページの第5条の3、阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例につきましては削除ということでございますが、単に課税標準の計算の細目を定めるものでありますことから、税条例の性格を踏まえ削除するというものでございます。

先ほどの第5条につきましては平成27年4月1日から、それから第5条の2については26年4月1日、5条の3については27年1月1日からの適用となっております。

次に、14ページでございますけれども、第5条の7、寄附金税額控除における特例控除額の特例。これは、所得税の最高税率引き上げに伴う寄附金控除額等の規定の整備でございます。平成25年度の税制改正におきまして、平成27年度分以後の所得税の最高税率が40%から45%に引き上げられたことに伴い、所得税率を用いて算出しております寄附金税控除額に係る特別控除割合について所要の規定の整備を行うものでございます。

次、15ページに参りまして、第6条、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例。これも地方税法改正にあわせての改正でございます。肉用牛の売却による事業所得に係る免税措置等につきまして、適用期限を3年延長し、平成30年度分までの個人住民税について適用するという事で、これは平成26年4月1日からの適用でございます。

次に16ページでございます。第7条の7、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告ということで、これも法規定の新設にあわせて新設するものでございます。これは、耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の税額の減額措置を創設したものでございます。

17ページへ参りまして、第13条、軽自動車税の税率の特例ということで、これは平成28年4月1日からの適用になりますけれども、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過しました軽四輪車等につきまして、標準税率をおおむね20%重課をするというものでございます。自動車の環境に及ぼす影響に応じた税制ということで、環境負荷の小さい自動車については、自動車税率を軽減する、または大きい負荷のものについては重課をするということに倣っておるものでございます。

次に7条の4、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例でございます。これも、法律改正にあわせての改正で、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合に、長期譲渡所得に係る課税の特例について適用期限を3年間延長するものでございます。これは、平成29年度分まで延長するというものでございます。

それから19ページへ参りまして、第15条、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例。これは平成29年1月1日から適用となっております。一般株式等に係る譲渡所得等に係る村民税の課税において、当該等譲渡所得を他の所得と区分して、その所得の3%に相当する金額に村民税の所得割を課するという特例でございます。これをもう少し明確化したものの改正でございます。

それから第15条の2、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例。これも同じく29年1月1日からですが、上場株式等に関しまして、前条の規定を読みかえる規定の明確化を図っておるものでございます。

次に、20ページに参りまして、第15条の3、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る村民税の所得計算の特例。これにつきましては、27年1月1日からの適用でございます。非課税口座内の上場株式等の譲渡に係る村民税の所得計算におきまして、租税特別措置法第37条の14第3項及び附則第15号の規定、その他等の条例の適用規定に贈与、または相続、もしくは遺贈の要件を規定したことに伴う所要の規定の整備でございます。

次に、21ページでございますが、第17条、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告ということでございます。これは、法律改正にあわせた移行一般社団法人等に係る非課税措置の廃止の改正になっております。平成20年12月1日の公益法人関連三法の施行に伴い、旧民法第34条の規定により設立された公益法人は、施行日から

5年間の移行期間の間に移転登記、解散等の手続をするということですが、その移行期間中の特例民法法人の固定資産に係る非課税措置を移行期間の終了により廃止するというものがございます。

次の第17条の2も同じですが、前条の法律改正にあわせて改正するもので、条のずれの訂正措置でございます。

次に参りまして、22ページの前項ですけれども、第18条の東日本大震災に係る雑損控除額等の特例、それから24ページの第18条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例、それから27ページの第19条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例。この3条につきましては削除ということになっております。これも、東日本大震災に係る特例について、条例の性格を踏まえ、必ず条例によって定めなければならないとされている事項を除き、条例には規定しないということから削除しています。

29ページでございますが、第18条、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等、それから第19条の個人の村民税の税率の特例。これは全条削除による規定の繰り上げということでございます。平成27年1月1日からの適用でございます。

次に、30ページに参りまして、第2条による改正ということで、平成25年東白川村条例第29号、これは12月の定例会で提出した条例ですが、これの改正でございます。

まず、附則の第17条の2以降が改正になっておりますけれども、17条の法律改正にあわせた条文のずれに対応した措置でございます。17条というのは、21ページでございます先ほどの旧民法から移行した法人等に対する特例の適用の条項でございます。

それから、附則の第1条としまして、2項につきましては誤記訂正、それから退職所得の課税の特例の加筆等でございます。

それから、2条の経過措置のほうにつきましては、1項、2項ともに引用法令条文の明確化を図ったものがございます。

また、条例のほうへ戻っていただきまして、附則でございますけれども、施行期日につきましては、先ほどの説明で割愛させていただきます。

それから、次の村民税に関する経過措置、それから固定資産税に係る経過措置等につきましては、先ほどの新条例の規定の各施行日、または施行年度から適用し、それ以前の分につきましては従前の例によるということでございます。

続きまして、専第5号、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成26年4月1日、東白川村長。

1. 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

1枚めくっていただきまして、東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。東白川村国民健康保険税条例の一部を次のように改正するということで、また新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

33ページに新旧対照条文がついておりますが、その後の35ページの印刷のほうを見ていただき

いと思います。

これは、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保についての措置ということで、国民健康保険の保険料の賦課限度額の引き上げ及び国民健康保険の低所得者の保険料負担を軽減する措置といったことが趣旨となっております。

まず、改正の内容のほうですけれども、1番、課税賦課限度額の引き上げということで、これは2条の課税額に相当するものでございます。国民健康保険税につきましては、この表にありますように医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分と、それぞれ区分に応じまして利率、計算方法、所得割、資産割、均等割、平等割等の計算方法によりそれぞれ計算をいたしますが、平成25年度までの限度額が、それぞれ合計しまして77万円までが限度額となっております。それを平成26年度からは、後期高齢者の支援金分については2万円増額、介護納付金分についても2万円の増額として、合計81万円までの保険料の限度額ということで、4万円ほど引き上げになっております。これによりまして、保険料の負担額をふやし、社会保障の原資に充てるということでございます。

次に、2番、軽減判定所得の引き上げのほうですけれども、これはさっきの条例のほうでいきますと、23条の国民健康保険料の保険税の軽減ということになります。国民健康保険税につきましては、低所得者への負担軽減ということで、7割・5割・2割といった軽減措置がとられております。この2につきまして、5割の区分につきましては、従来は、その算出方法において世帯主を除いた方を対象とした計算の方法をとっておりましたが、26年度からは世帯主も含めた人数に乗ずる計算方法をとるということになりましたし、2割のほうは、乗ずる金額が25年度までは35万円、これが26年度からは45万円ということになりました。軽減を判定する所得額を引き上げたことによりまして、軽減措置の対象となる低所得者層の拾い込みがふえるということで、低所得者層の負担を軽くするという措置でございます。

また、条例のほうへ戻っていただきまして、附則としまして施行期日、この条例は、平成26年4月1日から施行するということでございます。適用区分としましては、この条例による改正後の東白川村国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税につきましては従前の例によるということでございます。

以上です。

**○議長（服田順次君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

**○3番（桂川一喜君）**

一般会計の歳出の農林水産業費の農業費で、先ほど説明の中で、事業費確定ではなくて、あえて事業の見直し等の説明がありましたが、もう少し見直しの中身について御説明よろしいでしょうか。

**○議長（服田順次君）**

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

新世紀工房が今の乗用のお茶刈り機を整備する予定で予算を確保してまいったわけですが、事業を検討するうちに、今現有の2台で当面は実施できるのではないかとということで、見直しによるものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

これは、専決でやられているんですが、この見直しは本来専決ではなくて、補正できちんと議会の承認を得てやるべき見直しではないかと思うんですが、これの判断をあえて専決でやってしまったのは、もう必要ないという決定を、議会を通さずにされてしまったという思いについては、どうお考えかをちょっと伺いたいと思います。

○議長（服田順次君）

産業建設課長。

○産業建設課長（樋口章久君）

今、総務課長のほうから説明がありましたように、今現在、新世紀工房で2台の乗用お茶刈り機を持っておりまして、それでやっておると。それで、神付のモデル茶園を整備して進めていこうということがありまして、3台という予定をしたわけですがけれども、神付の茶園につきましては、時期を送るということが決定してきましたので、そういうことも兼ねまして、1台減ということで決定をさせていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

同じような質問を僕は何回もするんですけど、最初の予算を組む段階で、このようなことがもう少し予想できないだろうかというのを毎回思うわけで、1台買うか、買わないかというのは非常に大きな金額を伴うわけで、それも年度が始まりまして、わずか数カ月の間に決断をしなきゃいけないということは、やっぱり予算を立てるときの慎重さということも含めまして、こんなに早い早期の段階で、ましてや議会の承認を得ない専決という形で減額するということは、どうしても予算を立てるときの慎重さに疑問を感じる点がありますので、できればそれらのことを御考慮いただいて、もう一度、どうしてこれが専決だったのかというところ。要は、なぜ議会の承認を得ずに専決で買わないことを決定してしまったかというところだけ、ちょっと御説明をお願いします。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

今回のことにつきましては、地方債の額の確定がございますので、その必要性があった関係、借入額を確定する必要がありましたので、今回専決処分て報告をさせていただく経緯になります。

○議長（服田順次君）

参事。

○参事（松岡安幸君）

もう少し、こういう件につきましては早い段階で結論を出して、減額補正とかするように今後ともいたしますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

美濃東部事業の確定によります返還金が載っておりますけれども、参考のために、この美濃東部に費やした村の負担金というのが最後で出ていると思うんですが、きょうでなくても、また後日も結構ですので、どれだけ村が負担金を持ったかということをもたお知らせ願いたいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（服田順次君）

産業建設課長。

○産業建設課長（樋口章久君）

美濃東部事業については、平成24年度に完了したということで、皆様方にも完成式のほうに出席をいただきました。それまでは概算で事業費の支払いをしておりましたので、それにつきまして、各市町村別に工区がはっきり決まって、事業費もはっきり決まったということで精算をしていただいて、この300という返還になりました。事業費の総額につきましては、また皆様方にお知らせをするようにしたいと思います。

○議長（服田順次君）

参事。

○参事（松岡安幸君）

おおよそでございますが、4億700万ほど使用しております。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

ちょっと軽微な数字になりますけれども、歳出のほうの商工費の地域づくりイメージアップ事業

におきまして財源補正が1万2,000円あるわけですが、歳入を見ますと、これは出店者の負担金ということで上げられておりますが、この負担金があえてまた専決というのは、恐らく受けるために専決処分でないで歳入に入れられないということでやってみえるんでしょうけど、この場合、事業の内容を考えたとき、どうして予算の中にこの歳入が入れられなかったかということと、もう1個、イメージアップ事業の負担金というのは、一体この負担という言葉はどのような意味を持っているかということをお聞きしたいんですけど、受益者負担なのか、イメージアップ事業も毎回議論させていただくんですけども、村のためにやっていただくという位置づけなのか、出店者のためにやるのかというのが整理されていないがゆえにこのようなことが起きているんじゃないかと思うんですけど、この辺のお考えをちょっと1回伺っておきたい。2点です。事業において、これは予算化すべきではなかったかということと、実際負担金という考え方はこの場合妥当なものかという、この2点になります。

○議長（服田順次君）

産業建設課長。

○産業建設課長（樋口章久君）

今の負担金につきましては、名古屋の久屋大通のほうへ出店したというもので、当初予算のときでは、ちょっとはっきりこれは事業化になっていませんでしたので、急遽補正のほうでということになりました。

今のイメージアップがどういう効果があるかということで、やはり村のPRということがありますけれども、個人の収入ということも発生してきますので、ある程度負担金という部分も今求めておるとい形になっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

先ほど桂川議員も聞きました、予算に対しての減額補正のことでありましたけれども、教育委員会のほうのAETの、英語指導助手の負担金の減額についても、やっぱりこれは人件費だと思うので、ある程度そこら辺はきちっとした中津川市との対応の中で、金額もおおよそのことはある程度確定的なものだと思うので、こういった減額補正も専決でやられておりますけれども、もう少し精度を上げて取り組んでいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

教育長。

○教育長（安江雅信君）

おっしゃることはもっともでございますので、見直しにつきましては、前もって議会のほうで行わせていただいて、本件につきましては、起債の変更の時期と合わせる必要がございましたので、今回そういう措置にさせていただきました。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、専第1号 平成25年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から専第5号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの5件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、専第1号 平成25年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から専第5号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの5件について、原案のとおり承認されました。

---

◎議案第54号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第8、議案第54号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第54号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第1号）。

平成26年度東白川村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,225万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,225万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債補正」による。平成26年4月25日提出、東白川村長。

2ページの歳入の朗読、3ページの歳出の朗読は省略させていただき、4ページ、第2表 地方債補正をごらんいただきたいと思います。

地方債補正。追加。起債の目的、災害復旧事業、限度額580万、起債の方法、普通貸借、利率、



4%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その融資条件に、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還、もしくは低利に借りかえすることができる。

3月13日に発生しました豪雨によりまして、村内で数カ所災害が発生しております。これらの早期復旧を目指して、所要額を補正をお願いをし、早期対応に結びつけていきたいというものでございます。限度額の580万のうち、公共土木施設災害復旧債80万、河川災害復旧債500万を想定しております。償還の方法につきましては10年償還で、うち2年間で据置期間としております。

次に、6ページの補正予算事項別明細書、1. 総括の朗読を省略し、8ページをごらんいただきたいと思っております。

2. 歳入。13款1項11目災害復旧費国庫負担金、補正額1,166万6,000円。2. 公共土木施設災害復旧負担金で、災害復旧国庫負担金、補助率3分の2で、基準から算定される金額が1,166万6,000円ということでございます。

18款1項1目繰越金、補正額478万9,000円。前年度繰越金でございます。

20款1項11目災害復旧債、補正額580万。説明欄で、村道災害復旧事業で80万、河川災害復旧事業で500万でございます。

次に、歳出でございます。

11款2項1目道路橋梁災害復旧費、補正額250万。道路橋梁災害復旧事業で、前山線の災害復旧工事250万円で、うち補助金が166万6,000円、地方債80万、不足分を一般財源で賄うもので、工事場所につきましては、平・前山線の田口和博さん上で、路側の崩壊によるものでございます。延長9メートル、復旧面積が26平米で、ブロック、玉石積みを予定しているものでございます。

2目河川災害復旧費、補正額1,975万5,000円。河川災害復旧事業費で、このうち需用費で災害査定を受けるために必要な消耗品費と食糧費5万5,000円、それと委託料で公共河川災害復旧調査設計委託料で、専門業者をお願いするもので320万円。同じく、事前に土砂排土等機械借上料が必要になりますので、50万円と。工事請負費で垂洞谷災害復旧工事600万円、安江茂さん宅へ進入していく基幹農道東側の両岸で護岸の崩落が発生しておりまして、延長19メートル、面積で120平米の復旧を行うものでございます。前山谷災害復旧工事で900万円、山田生コン工場の下と山田土建の倉庫の護岸が2カ所崩壊がありまして、延長で24メートル、780平米の復旧工事と、同じく延長で16メートルで、70平米のブロック積み、石積みの災害復旧工事を予定するもので、合わせて900万、それから補助対象外の工事内容も想定されますので、村単災害復旧工事ということで100万円、合わせて2,225万5,000円をお願いするものでございます。以上です。

#### ○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第54号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第54号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎同意第9号について（提案説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（服田順次君）

日程第9、同意第9号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、今井保都君の退場を求めます。

[6番 今井保都君 退場]

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

##### ○村長（今井俊郎君）

同意第9号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについて。東白川村監査委員の任期満了につき次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成26年4月25日提出、東白川村長。

記、氏名、今井保都、生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ、住所、東白川村〇〇〇〇番地。

今井保都様につきましては、任期満了前においても、議会を代表されて監査委員をお務めいただいております。今井様は、経験・見識も十分な方でございますので、引き続き監査委員としてお願いしたいので、議会の同意を得たいと思います。よろしくお願いをいたします。

##### ○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第9号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。  
お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第9号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

今井保都君の除斥を解除します。

[6番 今井保都君 入場・着席]

今井保都君に、東白川村監査委員の選任につき、議会が同意したことを告知します。

---

#### ◎岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

##### ○議長（服田順次君）

日程第10、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、村議会議員の任期満了により行うものです。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に桂川一喜君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました桂川一喜君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました桂川一喜君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された桂川一喜君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

◎閉会の宣告

○議長（服田順次君）

これで本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。平成26年第1回東白川村議会臨時会を閉会します。

午前11時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

臨時議長

議長

署名議員

署名議員